平成２６年（フ）第１０２号
佐賀市鍋島３丁目１番41号　コーポ今泉206
債務者　近藤　智城
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１０４号
佐賀県三養基郡基山町大字小倉1306番地１
債務者　関　　武文
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１１３号
佐賀市諸富町大字諸富津220　医療法人社団博文会介護老人保健施設白壽会、住民票上の住所佐賀市諸富町大字寺井津462番地
債務者　宮田　　保
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１１４号
佐賀市諸富町大字寺井津462番地
債務者　宮田　　誠
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１３７号
佐賀市高木瀬団地６番33号
債務者　南　　勇気
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第５６号
鳥取県鳥取市湖山町北３丁目201番地　市住３―25号
債務者　川上　正義
1　決定年月日時　平成26年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月21日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１６号
岩手県釜石市浜町３丁目５番１号
債務者　藤澤　　浩
1　決定年月日時　平成26年６月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２６年（フ）第１３４号
新潟市西蒲区和納1619番地27、前住所新潟県長岡市栄町２丁目１番40号
債務者　藤口　綾子
1　決定年月日時　平成26年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１６２号
金沢市横川２丁目205番地３、従前の住所金沢市御所町井40番地９
債務者　ムライ技建こと　村井　正勝
1　決定年月日時　平成26年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第５９号
三重県名張市富貴ケ丘５番町159番地
債務者　小津　昌子
1　決定年月日時　平成26年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２６年（フ）第７９号
滋賀県東近江市妙法寺町650番地２
債務者　濱野　　昭
1　決定年月日時　平成26年６月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第２９号
滋賀県長浜市平方町668番地エクセルハイツ弐番館202
債務者　塚腰　純子
1　決定年月日時　平成26年６月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２６年（フ）第５６号
鳥取県米子市上後藤５丁目１番20号　１―１号、前住所鳥取県米子市冨士見町162番地井上碩方
債務者　武田　弘彰
1　決定年月日時　平成26年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２６年（フ）第６４号
鳥取県米子市河崎1171番地１、前住所鳥取県米子市三本松２丁目４番43号　荒浜マンション11号
債務者　荒濵　州巨
1　決定年月日時　平成26年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２６年（フ）第１４７号
愛媛県松山市久万ノ台909番地１　セントヒルズ久万の台402号
債務者　池田　知世
1　決定年月日時　平成26年６月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３２号
福岡県田川郡香春町大字高野1110番地１
債務者　平石　勝利
1　決定年月日時　平成26年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
福岡地方裁判所田川支部